

西山荘感染症の予防及び蔓延防止に関する指針

1. 施設における感染症予防に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、蔓延防止に努め早期終息を図ることは障害者施設にとって重要である。施設内感染予防対策を全職員が把握し指針に沿った支援が提供出来るよう本指針を作成するものである。

2. 感染症発生及び蔓延防止のための委員会その他施設内の組織

当施設では、感染症発生及び蔓延防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。

(1) 「感染症対策委員会」の設置

① 設置の目的

施設内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討する。情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

② 感染対策委員会の構成委員

- ・施設長
- ・事務長
- ・支援課長
- ・サービス管理責任者
- ・生活支援員
- ・看護職員
- ・栄養士
- ・その他安全対策の専門家

③ 感染対策委員会の開催

概ね3カ月に1回開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行います。感染症発生時必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 感染対策委員会の役割

- ア) 施設内感染対策の立案
- イ) 指針・マニュアル等・業務継続計画の作成、見直し
- ウ) 施設内感染対策に関する職員への研修の実施
- エ) 新規利用者の感染症の既往の把握
- オ) 利用者・職員の健康状態の把握
- カ) 感染発生時の対応と報告

3. 感染症発生防止における各職種の役割

- 施設長・管理者
 - ・施設内統括責任者
- 事務長
 - ・感染対策委員会総括管理
- 支援課長
 - ・計画立案
- サービス管理責任者
 - ・情報収集
- 生活支援員
 - ・利用者個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意する
 - ・利用者とのコミュニケーションを十分にとること
 - ・日常的なケアの現場の衛生管理
 - ・日常的なケアからの異常早期発見
 - ・施設内の環境整備
- 看護職員
 - ・共有備品衛生管理
 - ・医師、医療機関等との連携
 - ・感染廃棄物マニュアルの作成と周知徹底
 - ・感染症発生時、対応指導、分析、再発防止案周知徹底

4. 職員研修に関する基本方針

- ① 研修・訓練プログラムの作成
- ② 定期的な教育（年1回以上）・定期的な訓練（年2回以上）
- ③ その他、必要な教育・研修

5. 平常時の対応

以下を平常時から徹底するとともに、感染症対策マニュアルを参照する。

【職員の標準予防策の徹底】

- ① 出退勤時の検温・手洗い・手指消毒
- ② 勤務中のマスク着用
- ③ 1 ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④ 体調不良時の早期報告・対応
- ⑤ ワクチン接種（勧奨）
- ⑥ 必要時の防護具の着用

【入居者・利用者への呼びかけ】

- ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② サービス利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ③ サービス利用時のマスク着用
- ④ 体調不良時の通所利用の中止
- ⑤ ワクチン接種（勧奨）

【ご家族及び来所者への呼びかけ】

- ① 入館時の手指消毒・マスク着用・検温
- ② 体調不良時の入館制限

6. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延、拡大予防のため速やかに以下の対応を対応を取ります。なお、詳細については、感染症対策マニュアルを参照する。

○ 生活支援員

- ① 発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する。
- ② 医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ③ 医師や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離等行う。

○ 看護職員

- ① 感染症が発生、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために職員に適切な指示を出し速やかに対応すること。
- ② 感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒を適切かつ迅速に行い汚染拡散を防止する。

○ 施設長・事務長・支援課長

- ① 福祉事務所や保健所、に相談し技術的な応援を依頼したり指示を受けること。

7. 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応します。

8. この指針の閲覧について

本指針は、西山荘で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

令和4年6月16日